## 熊本空港の使用料金算定の特例

最終改正 2023年3月23日

熊本空港供用規程(以下「規程」という。)第 14 条第 2 項 I 及び II に規定する熊本空港の着陸料及び停留料(以下「使用料金」という。)算定の特例(以下「本特例」 という。)を次のとおり定める。

### 1. 特例の種類及び対象

- (1) 国際航空又は国内航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ① 新規路線就航割
  - ② 增便割
- (2) 国際航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ③ デイリー化割
  - ④ 拠点化割
  - ⑤ 国際旅客チャーター割
- (3) 国内航空に従事する航空機に適用されるもの。
  - ⑥ 特定地方路線割
- (4)上記①、②、③、④、⑥の割引は、熊本空港に着陸した国際航空又は国内航空に従事する航空機で、 運航者が、他人の需要に応じ、熊本空港と本邦内外の地点との間に定められた路線において、一定 の日時により、有償で旅客を運送する航空機に適用するものとする。(以下「定期路線便」という。)
- (5)上記②の割引は、運航者が、同一の定期路線便において過去3年のうち、最大運航回数となった1 箇月間の実績を超えた場合に適用するものとする。(以下、「増便」という。)

### 2. 特例の内容

# ① 新規路線就航割

新規路線就航に係る定期路線便(このうち、過去 3 年以内に熊本空港の離着陸を中止した路線を除く)の使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

(就航開始月より) 就航1年目:100% (就航開始月より) 就航2年目:50% (就航開始月より) 就航3年目:25%

## ② 増便割

定期路線便として、一定の期間増加した便にのみ適用するものとし、使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

(増便割適用開始月より) 就航1年目:80%(増便割適用開始月より) 就航2年目:40%(増便割適用開始月より) 就航3年目:20%

### ③ デイリー化割

デイリー化割の対象となる航空機は、運航者が、熊本空港と本邦外の一の地点を、毎日 1 便以上の頻度で運航される定期路線便とする。(以下、「デイリー便」という。)使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。(デイリー化開始月より) 20%

# ④ 拠点化割

熊本空港と本邦外の一の地点を、毎日 1 便以上の頻度で運航される定期路線便として、夜間駐機する航空機にのみ適用するものとする。使用料金の算出にあたっては、規程第 14 条第 2 項 I 及び II に規定する 算出方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

### 着陸料

(夜間駐機開始月より) 10%

## 停留料

(夜間駐機開始月より) 100%

## ⑤ 国際旅客チャーター割

熊本空港に着陸した国際航空に従事する航空機で、運航者が、他人の需要に応じ、熊本空港と本邦外の地点との間に定められた路線において、有償で旅客を運送する場合に適用するもののうち、定期路線便以外(以下「チャーター便」とする。)であり、初便運航から最長3か月間を期限に、運航者と空港会社が合意した期間において、複数回運航されるチャーター便に適用するものとする。使用料金の算出にあたっては、規程第14条第2項Iに規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

(各運航便につき) 100%

# ⑥ 特定地方路線割

熊本空港と天草空港との間を定期路線便として運航する航空機に対して適用するものとし、規程第 14 条 第 2 項 I に規定する算定方式によって得られた額に、以下の割引率を乗じた金額を減免する。

(各運航便につき) 100%

附 則 本特例は、2020年4月1日から施行する。

本特例は、2021年4月1日から施行する。

本特例は、2023年3月23日から施行する。